

集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和7年度予算（案） 2,950百万円（3,450百万円）】
【令和6年度補正予算額 940百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

- (1) 集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
- ① 新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助※1：40万円/戸
 - ② 新築中層ZEH-M（4、5層）への定額補助※1：40万円/戸※2
 - ③ 新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助※1,3：補助率1/3以内（上限40万円/戸※2）
 - ④ 上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2) 既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
- (3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

- ※1 水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
- ※2 断熱等性能等級6以上かつ1次エネルギー▲30%以上を達成した場合、新築中層ZEH-Mは定額50万円/戸、新築高層ZEH-Mは上限50万円/戸。
- ※3 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

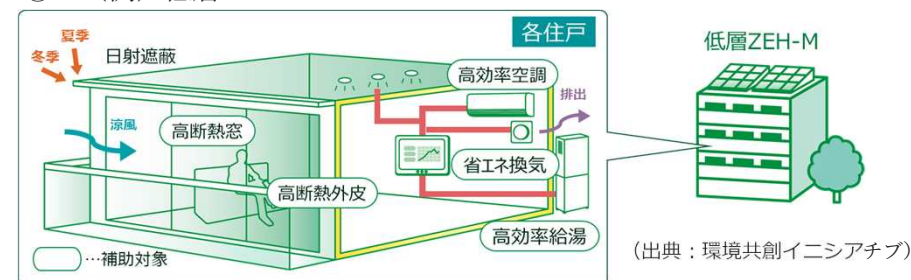
3. 事業スキーム

■事業形態	(1) (2) 間接補助事業	(3) 委託事業
■補助対象・委託先	(1) (2) 住宅取得者	(3) 民間事業者・団体等
■実施期間	平成30年度～令和7年度	

4. 補助対象の例

(1) 省エネ・省CO2化

①～③ (例) 低層ZEH-M



④ ①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助



(2) 断熱リフォーム

トータル断熱
高性能建材を用いた断熱改修

居間だけ断熱
主要居室の部分断熱改修が可能



戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和7年度予算（案） 5,550百万円（7,550百万円）】
【令和6年度補正予算額 940百万円の内数】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

- （1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。
- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
 - ②ZEH以上の更なる省エネと断熱等級性能6以上の外皮性能を満たした上で、省エネ機器の制御や設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：90万円/戸
 - ③上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等
 - ④上記②の戸建住宅のZEH+化については、高度エネマネ、おひさまエコキュート、EV充電設備を導入する場合も別途補助：高度エネマネ定額2万円/戸等
- （2）既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）
- （3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

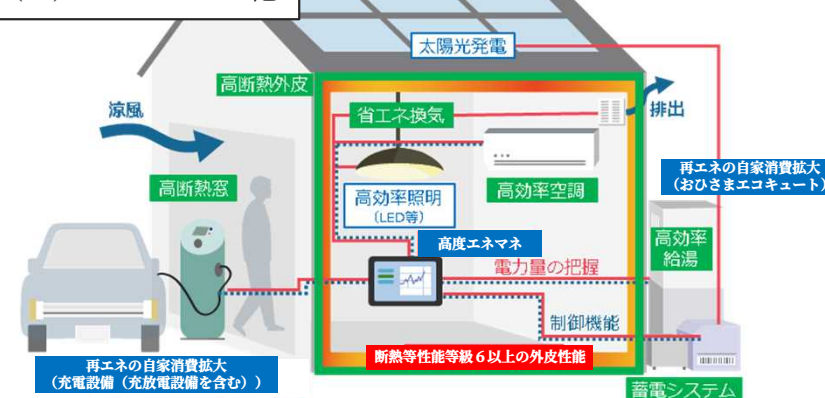
※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等級性能5に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級6に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ること、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

3. 事業スキーム

■事業形態	（1）（2）間接補助事業	（3）委託事業
■補助対象・委託先	（1）（2）住宅取得者	（3）民間事業者・団体等
■実施期間	令和3年度～令和7年度	

4. 補助対象の例

（1）ZEH・ZEH+化



①ZEH補助対象

②ZEH+：外皮性能の更なる強化＋2要素のうち1要素以上を採用

（2）断熱リフォーム



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室）

電話：0570-028-341